



「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 規制候補区域（案）」について県民の皆さんの ご意見を募集します。

令和3年に静岡県熱海市で発生した土石流災害等を踏まえ、危険な盛土等の規制強化を目的として「盛土規制法」の施行に伴い、本県においても盛土等に伴う災害から人命や財産を守るため、盛土規制法に基づく基礎調査を徳島県で実施し、規制候補区域の案を取りまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい内容にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和6年12月20日（金）～ 令和7年1月19日（日）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

① ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月28日から翌年の1月5日までを除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 県土整備部 都市計画課 盛土防災・事前復興担当

電話：088-621-2596 FAX：088-621-2869

メールアドレス：toshikeikakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広報・広聴担当

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
（パブリックコメント）



Q1 「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制候補区域（案）」 ってどんな区域？

盛土規制法では、盛土等に伴う災害から人命を守ることを目的として、人家や公共施設等を保全対象とし、盛土等により被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定します。

規制候補区域（案）は、市街地や集落等の「宅地造成等工事規制区域」及び地形等の条件による「特定盛土等規制区域」の2種類の区域があります。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

別添の「盛土規制法パンフレット」をご一読の上、取りまとめた規制候補区域（案）について、修正案や新たに記述が必要と思われる事項など、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、十分検討させていただき、可能なものについては規制区域（案）に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。